

Interactive Training in Communication-Japan
インタラクティブ トレーニン コミュニケーション - ジャパン

カウンスルNo. 1 会 則

(細則付)



氏名

【 附 記 】

International Training in Communication (インターナショナル トレーニング イン コミュニケーション 略称 ITC) は、2017年7月開催の世界大会において、ITC国際役員会提出の「ITCを解散する」旨の決議案を採択し、解散した。

これに先立ち、ITC日本リージョン第35期年次大会において「ITC国際役員会が提出した決議案の結果の如何に拘わらず日本リージョンはこの組織を継続する」旨の役員会勧告が採択され、2017年8月1日、新組織の発足に至った。

< 註 記 >

組織の名称： Interactive Training in Communication-Japan
インタラクティブ トレーニング イン コミュニケーション—ジャパン
(略称 ITC-J)とする。

2018年1月1日より有効

組織の年数： 期については、ITCの経過年数を加味し、これを継続するものとする。

以上

《 目 次 》

第 1 条	名 称	・ ・ ・ ・ ・	1
第 2 条	目 的	・ ・ ・ ・ ・	1
第 3 条	会 員	・ ・ ・ ・ ・	1
第 4 条	会計年度と財務	・ ・ ・ ・ ・	1
第 5 条	選挙及び役員の仕事	・ ・ ・ ・	1
第 6 条	任命役員	・ ・ ・ ・ ・	4
第 7 条	会合と定足数	・ ・ ・ ・ ・	5
第 8 条	役員会	・ ・ ・ ・ ・	5
第 9 条	委員会とその仕事	・ ・ ・ ・ ・	6
第 10 条	創設、再設定、解体	・ ・ ・ ・	8
第 11 条	議事運営基準	・ ・ ・ ・ ・	8
第 12 条	修 正	・ ・ ・ ・ ・	8
細 則		・ ・ ・ ・ ・	9

Interactive Training in Communication-Japan

インタラクティブ トレーニング イン コミュニケーション - ジャパン

カウンスルNo.1 会 則

第 1 条

1. 名称

- 1.1. このカウンスルの名称は、Interactive Training in Communication-Japan（インタラクティブ トレーニング イン コミュニケーション ジャパン）（以下 ITC-J とする）に所属しカウンスル No.1 とする。

第 2 条

2. 目的

- 2.1. このカウンスルの目的は：
 - 2.1.1. ITC-J 役員会とクラブとの仲介役となり、ITC-J の枠組みを支えること。
 - 2.1.2. ITC-J の方針に基づき、質の高い訓練を促進し、コミュニケーション技術と指導力を養成すること。

第 3 条

3. 会員

3.1. 構成

このカウンスルは、所属クラブとカウンスルの会費を支払った会員により構成される。所属クラブはカウンスルの運営構成を決定し支える。

第 4 条

4. 会計年度と財務

- 4.1. 会計年度は 8 月 1 日から翌年の 7 月 31 日までとする。
- 4.2. カウンスルは独立した会計とする。
- 4.3. カウンスルの年会費は細則に定めるところにより、8 月 1 日又はそれ以前に支払う。
ただし、期の途中でカウンスルを移動する場合は、ITC-J会則 14.5.3.に従う。
- 4.4. カウンスル会合の会合会費は細則で定められる。
- 4.5. 役員や常任委員会等の経費は、予算にあるように項目別に請求書提出後、カウンスル会費をもって支払われる。
- 4.6. カウンスル会費の中から、臨時支出のために積み立てをすることが出来る。

第 5 条

5. 選挙及び役員の仕事

5.1. 役員

- 5.1.1. カウンシルの選出役員は、会長、第一副会長、第二副会長、書記、会計とする。
 - 5.1.2. 選出されたカOUNシル役員は議事会議において投票権を有しない。但し、カOUNシル役員は その所属クラブ会員が全員欠席の場合、所属クラブがその役員をカOUNシルへの派遣員代理と認可した場合のみ投票権を有する。
 - 5.1.3. カOUNシルの選出役員は、カOUNシルの役職任期中、クラブの選出役員を兼任することができる。ただし、ITC-J選出役員を兼任できない。
- 5.2. 資格
- 5.2.1. すべての役員は：
 - 5.2.1.a. カOUNシル内の、あるいは次期にカOUNシルに所属する予定のクラブの正会員であること。
 - 5.2.1.b. クラブの選出役員を経験したものであること。
 - 5.2.1.c. 所属クラブから推薦を受けていること。
 - 5.2.1.d. カOUNシル会合と役員会に出席できること。
 - 5.2.2. カOUNシル会長候補者は、カOUNシルの他の選出役員を経験したものであること。
- 5.3. 指名
- 5.3.1. 指名委員会は：
 - 5.3.1.a. 異なったクラブの会員 3 名がカOUNシル役員選挙の 60 日前までに選出される。
 - 5.3.1.b. カOUNシルの役職について、所属クラブからの推薦指名を要請し、資格のある会員を役職の候補として積極的に探すことができる。選挙の 30 日前までに候補者名簿を所属クラブに提出する。
 - 5.3.1.c. 候補者が役職について、資格と必要条件を満たしているか確認する。
 - 5.3.1.d. 各候補者から、就任承諾書を得る。
- 5.4. 派遣員席からの指名
- 会場からの指名は、カOUNシルへの派遣員によって行うことができる。ただし候補者が出席している場合、又は候補者の就任承諾書がある場合に限る。
- 5.5. 選挙
- 5.5.1. 役員選挙は ITC-J 年次大会に先立つカOUNシル会合において、又は通信による投票によって行う。
 - 5.5.2. 選挙は無記名投票で行うが、候補者が 1 つの役職に 1 名のみ場合は口頭で行ってよい。
 - 5.5.3. 役員はすべて投票権の過半数を以って当選とする。得票数が過半数に満たない場合は、得票数の最も少ない候補者を除き、投票は過半数を獲得する候補者が出るまで続けられる。
- 5.6. 任期
- 5.6.1. 役員は会計年度の始まる 8 月 1 日に任務に就き、1 年間又は後任が選出されるまで、又は辞任、死去あるいはカOUNシル役員会の決定により退任するまでとする。
 - 5.6.2. 役員は任期中、クラブの正会員の資格を保持する。
 - 5.6.3. 役員は連続した 2 期目の役職にも指名及び選出されることができる。いずれの選出役員も同一

役職に連続して 2 期を超えて就任することはできない。

5.6.4. 6ヶ月未満の任期を務めた役員は、同一役職に再選される資格を有する。

5.7. 欠員

カウンスル会長が欠員になった場合は、第一副会長が会長を兼務する。

他の役員の欠員はカウンスル役員の中から役員会の2/3の表決で選出し、次のカウンスル会合で承認を得る。

5.8. 役員の仕事

5.8.1. 会長は：

5.8.1.a. カウンスル内のクラブを援助する。

5.8.1.b. カウンスル会合を準備する。

5.8.1.c. すべてのカウンスル会合および役員会の議長を務める。

5.8.1.d. カウンスル役員会の承認を得て、すべての常任委員会委員長及び委員、議会法規役員及び CLO を任命する。ただし CLO は選出役員及び議会法規役員から任命する。

5.8.1.e. カウンスル役員会の承認を得て、必要に応じ特別委員会を設置し、委員長及び委員を任命する。

5.8.1.f. 指名委員会以外の委員会の職権上の委員を務める。

5.8.1.g. カウンスルが負担すべき財務の支払いに対し会計と連署する。

5.8.1.h. クラブ役員及び委員会のための年次運営研修会を準備する。

5.8.1.i. カウンスル会報発行の監督をする。

5.8.1.j. カウンスル活動の全般的な監督をする。

5.8.1.k. 必要に応じてその他の任務を行う。

5.8.2. 第一副会長は：

5.8.2.a. 会長が欠席又は要請があった場合に議長を務める。

5.8.2.b. プログラム・教育委員会の委員長を務める。

5.8.2.c. カウンスル役員会の承認を得て会長から委任された委員会の委員長を務める。

5.8.2.d. 必要に応じてその他の任務を行う。

5.8.3. 第二副会長は：

5.8.3.a. 会員委員会の委員長を務める。

5.8.3.b. カウンスル役員会の承認を得て会長から委任された委員会の委員長を務める。

5.8.3.c. 必要に応じてその他の任務を行う。

5.8.4. 書記は：

5.8.4.a. カウンスル会合と役員会の議事録を作成する。

5.8.4.b. 議事録の草稿を役員と議会法規役員に送付する。

5.8.4.c. 議事録の草稿を 10 日以内にカウンスルへの派遣員に送付し、承認を得た議事録の写しを再送する。

- 5.8.4.d. カウンスルの公式記録となる役員会報告書を最終会合のために作成する。
- 5.8.4.e. 必要に応じてその他の任務を行う。

- 5.8.5. 会計は：
 - 5.8.5.a. 会費その他の費用を徴収しカOUNスルの会計を管理する。
 - 5.8.5.b. 会費未納のクラブには滞納通知を出し、必要に応じて再度通知する。
 - 5.8.5.c. すべての収入及び支出を記録する。
 - 5.8.5.d. カOUNスルへの派遣員によって承認された財務支出に対し、会長の連署を得て支払う。
 - 5.8.5.e. カOUNスル会合ごとに会計報告書を作成する。
 - 5.8.5.f. 会計年度末及びカOUNスル役員会の要請があった場合は、会計監査のため帳簿と財務報告書を提出する。
 - 5.8.5.g. 予算・財務委員会の職権上の委員を務める。
 - 5.8.5.h. 必要に応じてその他の任務を行う。

- 5.8.6. 一般任務
 - 5.8.6.a. 各役員は年間報告書を作成する。
 - 5.8.6.b. 各役員の保存用記録は 8 月 1 日までに次期役員に引き渡す。

第 6 条

6. 任命役員

- 6.1. カOUNスルにおける任命役員は、議会法規役員及び CLO とする。

- 6.2. 任命役員の任務
 - 6.2.1. 議会法規役員は：
 - 6.2.1.a. 要請に応じて会長及び会員に議会運営手順に関して助言する。
 - 6.2.1.b. 役員会より要請があればカOUNスル役員会に出席する。
 - 6.2.1.c. カOUNスル議事会議に出席する。
 - 6.2.1.d. 必要があればその他の任務を行う。

 - 6.2.2. CLO は：
 - 6.2.2.a. 会長又はカOUNスル役員会の指示に従い通信事務を行う。

 - 6.2.3. 一般任務
 - 6.2.3.a. 各役員は年間報告書を作成する。
 - 6.2.3.b. 各役員の保存用記録は 8 月 1 日までに次期役員に引き渡す。

第 7 条

7. 会合と定足数

7.1. 会合

7.1.1. カウンシル会合の回数は、細則に定めるところとする。

7.1.2. カウンシル会長又はカウンシル役員会の過半数の要請がある場合は特別会合を招集することができる。

7.2. カウンシル会合の目的は：

7.2.1. カウンシルの議事を行う。

7.2.2. カウンシル役員及び常任委員会からの報告を受ける。

7.2.3. スピーチ、口頭と文書によるコミュニケーション、リーダーシップ及び、組織運営の教育を行う。

7.2.4. カウンシル役員と指名委員を選出する。

7.2.5. カウンシルのスピーチコンテストを開催する。

7.2.6. クラブ役員と委員会のための運営研修会を行う。

7.3. 投票

このカウンシルの投票方法は：

7.3.1. 所属クラブは 1 名のカウンシルへの派遣員、又は派遣員が欠席の場合は信任された代理人をカウンシル会合に送ることができる。

7.3.2. カウンシルへの派遣員又は信任された代理人に限り、カウンシル会合において動議の提出、派遣員席からの指名及び投票の権利を有する。ただし所属クラブ会員は誰でも発言できる。

7.3.3. 委任状による投票は認められない。

7.4. 通信による投票

カウンシル役員会は所属クラブに対して通信による投票を指示することができる。

7.5. 定足数

カウンシルの定足数は所属クラブの過半数とする。通信により議決する場合の定足数は所属クラブの $2/3$ とする。

第 8 条

8. 役員会

8.1. 構成

カウンシル役員会は、選出役員により構成される。

- 8.2. 会合
カウンスル役員会は会長の招集に基づいて開催される。会長が招集しない場合でも 2 名以上の役員によって役員会を招集することができる。
- 8.3. 権限
カウンスル会合から次の会合までの間に決議事項が生じた場合は、出席役員会又は通信連絡役員会で決定することができる。ただし、カウンスルへの派遣員の追認を必要とする。
- 8.4. 定足数
カウンスル役員会の定足数は、出席役員会の場合も通信連絡役員会の場合も、役員の過半数とする。

第 9 条

9. 委員会とその任務

9.1. 常任委員会

カウンスルの常任委員会は次のとおりとする。

- | | |
|--------------|--------------|
| 1. 会計監査 | 2. 予算・財務 |
| 3. 会則・決議 | 4. 編集 |
| 5. 会員（広報、増設） | 6. プログラム・教育 |
| 7. サービスビューロー | 8. スピーチコンテスト |
| 9. 会合準備 | |

9.2. 常任委員会の任務

9.2.1. 会計監査

会計監査委員会は：

- 9.2.1.a. 会計年度末及びカウンスル役員会の要請があった場合は、財務の監査を行う。
- 9.2.1.b. 会計監査終了後にカウンスル役員会へ文書による会計監査報告書と監査済決算報告書を提出する。

9.2.2. 予算・財務

予算・財務委員会は：

- 9.2.2.a. カウンスルの予算案を作成し、会計年度の第 1 回カウンスル会合で承認を得る。
- 9.2.2.b. 年度半ばで予算を見直し、必要に応じて補正を勧告する。

9.2.3. 会則・決議

会則・決議委員会は：

- 9.2.3.a. ITC-J 年次大会で採択された結果生ずる変更をカウンスル会則に加える。
- 9.2.3.b. 所属クラブ、カウンスル役員会及び常任委員会に、決議案と修正案提出を要請し、且つ、

投票の行われる会合 90 日前までに受領する。

- 9.2.3.c. 類似した決議案と修正案を調整する。
- 9.2.3.d. 調整されたすべての決議案と修正案を、カウンスル役員会及び所属クラブに対して投票の行われる会合 60 日前までに提出する。
- 9.2.3.e. 提議されたすべての決議案と修正案を投票の行われる会合に提出する。
- 9.2.3.f. カウンスル役員会と議会法規役員とともに採択された修正箇所を確認し、会則と細則を修正されたとおりに編集する。意図を反映する為に必要な場合、意味を変更する結果にならないければ、条項及び項目の表記、句読点及び参照を直しその他適応させるための校正上の変更をする事が出来る。

9.2.4. 編集

編集委員会は：

- 9.2.4.a. カウンスル会報を編集発行し、ウェブサイトに掲載する。
- 9.2.4.b. カウンスルウェブサイトの管理をする。

9.2.5. 会員

会員委員会は：

- 9.2.5.a. カウンスルの広報、増設、会員の維持及び増強のための活動を行う。

9.2.6. プログラム・教育

プログラム・教育委員会は：

- 9.2.6.a. カウンスル会合における有意義なプログラムを計画する。
- 9.2.6.b. クラブ役員及び委員長に対し会長と共に研修会を計画する。（クラブ運営研修会）

9.2.7. サービスビューロー

サービスビューロー委員会は：

- 9.2.7.a. 所属クラブの要請に基づき、そのクラブの活動を支援するため、適切な人材を紹介又は派遣する。

9.2.8. スピーチコンテスト

スピーチコンテスト委員会は：

- 9.2.8.a. ITC-J スピーチコンテスト規則に基づき、カウンスルにおけるスピーチコンテストの準備と監督をする。

9.2.9. 会合準備

会合準備委員会は：

- 9.2.9.a. カウンスル役員会と共に会合のための全ての準備をする。

9.2.10. 一般任務

9.2.10.a. 各委員会委員長は年間報告書を作成する。

9.2.10.b. 各委員会の保存用記録は 8 月 1 日までに次期委員長に引き渡す。

9.3. その他の委員会

カウンスル役員会は必要に応じてその他の委員会を設立し、カウンスルの必要に合わせて任務を考案し規定する。

第 10 条

10. 創設、再設定、解体

カウンスルの役員会は、ITC-J役員会とともに、カウンスルの創設、再設定、解体を調整する。

その場合ITC-Jの役員会より最終的な承認を与えられる。カウンスル役員会は最終決定の前にカウンスル内のクラブと協議し、2/3の賛成を得ておく。

第 11 条

11. 議事運営基準

「ロバート議事法新改訂版 最新版」が本会則又は ITC-J 会則に明記されない諸般のすべての点に適用されるものとする。

第 12 条

12. 修正

12.1. このカウンスルは独自の会則と細則を採択し、それによって運営される。その会則と細則は ITC-J 会則と細則に矛盾してはならない。

12.2. 会則は会合において 2/3 の賛成、または通信にて所属クラブ 2/3 の賛成投票があれば修正することができる。すべての修正案は投票日の少なくとも 60 日前までに所属クラブに文書で提出されなければならない。特に明記されない限り、採択された修正案はすべてその採択以後の 8 月 1 日から有効となる。

12.3. ITC-J 会則が修正され、それに対応して本会則の修正が必要な場合、あるいは ITC-J 会則と矛盾が生じた場合は、本会則は ITC-J 年次大会の投票により採択された修正に従って、自動的に修正される。

2018年3月1日採択

2018年7月9日修正

2019年7月9日修正

2019年7月9日修正

2021年7月12日修正

2021年8月25日附記加筆

2022年6月23日修正
2023年7月12日修正

カウンスルNo.1 細則

1. このカウンスルの年会費は、会員 1 人につき 6,000 円をクラブを通じて支払うものとする。但し、この組織に入会する時、会員はクラブに会員の申請をした月から、その会計年度の終わりまで月割りで計算した会費を支払う。納入した会費はいかなる場合にも返却しない。
2. カウンスル内で同時に 2つ以上のクラブに属する会員は、最初に入会したクラブを通じて年会費 1 名分を納める。
3. カウンスル会合会費は各会合ごとに定める。
4. 各会計年度におけるカウンスル会合は、最低 2 回開催し、研修会等は役員会が必要と認めたときに持つことができる。
5. 所属クラブのプログラム・教育委員長はその年度のプログラム予定表をカウンスルのプログラム・教育委員長の指示に従って提出する。
6. カウンスル役員、常任委員長及び会員がカウンスルの要請に基づいた任務のために 50km 以上の遠隔地に赴く場合は、交通費の一部を補助する。
7. スピーチコンテストのカウンスル代表者が 50km 以上の遠隔地の ITC-J 年次大会のスピーチコンテストに出場する場合は、交通費の一部を補助する。
8. 会計は承認の前に支払いが生じた場合、予算内の支出については、役員会の承認を得て支払うことができる。但し、カウンスルへの派遣員の追認を要する。
9. 所属クラブ会員の慶弔時にはメッセージを送る。
10. これらの細則は、前もって通知されている場合は過半数、前もって通知されていない場合は 2/3 の賛成投票によって、修正または取り消すことができる。また、通信による投票では所属クラブの過半数の賛成投票が必要である。

2018年3月1日採択

2018年7月9日修正

2019年7月9日修正

2021年7月12日修正

2023年7月12日修正